

## 一般事業主行動計画の公表について

株式会社英語セミナーは、次世代育成支援対策推進法に基づき、「一般事業主行動計画」を公表いたします。

次世代育成支援対策法とは

次の社会を担う子どもたちが、健やかに生まれ育つ環境を整備するため、平成17年4月1日からの、10年間を集中的・計画的取組期間とした時限立法です。法律では、国や地方公共団体、企業や国民が担わなければならない責任を明確にしています。平成26年改正により10年延長されました。

株式会社英語セミナーは、社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定しました。

1. 計画期間 令和 3年 2月 1日～ 令和 6年 1月 31日までの 3年間

### 2. 内容

目標1：子育てを行う社員等の職業生活を整備する

<対策>

- 令和 3年 2月～ 育児・介護規定の改定
- 令和 3年 2月～ 社内 Web システムにて育休の仕組みの案内
- 令和 3年 2月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、対象社員を把握した場合は、対象社員に対し制度の説明
- 令和 3年 5月～ 産前産後・育児休業期間中の制度、公的支援等に関するパンフレットの作成
- 令和 4年 1月～ 育児休業等を取得した後の、処遇上の差を取り戻すことが可能となるような昇進基準や人事評価制度の見直しをするための準備

目標2：年次有給休暇の取得促進の措置を実施し、職業生活と家庭生活の両立を支援する

<対策>

- 令和 3年 4月～ 入社6年6ヶ月未満の全正社員に対し法定以上の有休の付与
- 令和 4年 1月～ 前年の消化状況を調査し、対応策を検討